

新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み

2025年6月3日
就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定

1. 基本的な考え方

就職氷河期世代は、バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代¹である。新卒時に希望する就職ができず、その後も不本意ながら不安定な仕事に就いている、あるいは、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方が含まれる。これは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき、我が国の将来に係る重要な課題である。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」²に基づき、「就職氷河期世代支援プログラム」をとりまとめた上で、同世代の中心層の正規雇用者を 30 万人増やすことを目指し³、集中的な支援を進めてきた。2020 年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響により、全体として、正規雇用者数が伸び悩んだことを受け、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」⁴では、2023 年度からの2年間を「第2ステージ」と位置づけ、支援施策を継続した。こうした中、2019 年から 2024 年までの5年間において、就職氷河期世代の正規雇用は 11 万人、役員は 20 万人増加し、合計で 31 万人の処遇改善が実現した。

その一方で、この間、就職氷河期世代の不本意非正規雇用は 11 万人減少したものの、2024 年時点で 35 万人が存在するほか、この世代の無業者は3万人増加し、44 万人となっている。就職氷河期世代及びその親の加齢に伴い、働きながら家族の介護を行う者も増加している。こうした実態を踏まえると、就職氷河期世代に対しては、その周辺の世代と合わせ、引き続き、正規雇用化や継続就労、社会参加など、個々人のニーズに応じたきめ細かい支援を効果的に実施していく必要があると考えられる。また、就職氷河期世代の賃金上昇率は、足元で他世代に比較して小さく、金融資産の保有額も低水準の世帯割合が大きくなっている。今後、就職氷河期世代が高齢期を迎えるに当たり、将来の生活の安定に備えておくことも、重要な課題となっている。

このため、政府は、2025 年4月 25 日に、「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」⁵を設置・開催し、関係府省庁が一体となって、従前以上に充実した支援に取り組むこととした。この会議で決定する「基本的な枠組み」は、今後、2025 年度及び 2026 年度以降における関連施策に関する具体的な措置（予算、法制度等）の検討を踏まえ、新たな就職氷河期世代等支援プログラ

¹ 概ね 1993～2004 年の間に就職活動を行った世代。

² 2019 年6月 21 日閣議決定。

³ 骨太方針 2019 以前に定められた方針としては、「若者自立・挑戦プラン」(2003 年 6 月 10 日若者自立・挑戦戦略会議決定)、「再チャレンジ支援総合プラン」(2006 年 12 月 25 日「多様な機会のある社会」推進会議決定)がある。

⁴ 2022 年6月 7 日閣議決定。

⁵ 内閣総理大臣が議長。構成員は、内閣官房長官、共生社会担当大臣兼内閣府特命担当大臣(共生・共助)、厚生労働大臣、国家公務員制度担当大臣、賃金向上担当大臣、新しい地方経済・生活環境創生担当大臣、内閣府特命担当大臣(金融)兼財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

ムとして取りまとめることを想定し、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」の閣議決定に先立ち、その方向性について、包括的な整理を行ったものである。

2. 具体的な取組

これまで推進してきた(1)就労・処遇改善に向けた支援及び(2)社会参加に向けた段階的支援について、取組を継続・拡充するとともに、新たに、(3)高齢期を見据えた支援を追加し、以下のとおり、3本柱で諸施策に取り組む。

(1)就労・処遇改善に向けた支援

就職氷河期世代の不本意非正規雇用は、2024 年時点で 35 万人存在するほか、家族の介護を行う有業者が 10 年前の同年代と比較して 25 万人増加している。引き続き、そうした者の正規雇用化・処遇改善に向けた支援をきめ細かく実施する。

① 相談対応等の伴走支援

・相談、紹介、就職、定着までの一貫した伴走支援を行うハローワークの専門窓口⁶において、2026 年度から、ハローワークのデータを活用し、年齢や性別を踏まえた、賃金が上昇する転職・処遇改善に資する公的職業訓練等の情報を提供する取組を開始することを検討する。【厚生労働省】

② リ・スキリングの支援

1) 受講環境の整備

・現在試行実施している、非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練について、2026 年度から、全国化することを検討する。【厚生労働省】

・従業員向けに職業訓練を行う事業主を支援する人材開発支援助成金について、2025 年度から、正規転換を目的とするOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練の助成率を拡充する(70%→75%)。【厚生労働省】

⁶ 2025 年度から、対象者を、就職氷河期世代を含む中高年層(概ね 35 歳～60 歳未満)に拡充している。

・2025 年 10 月に、雇用保険被保険者に対し、教育訓練休暇中に賃金の一部を支給する制度⁷を、雇用保険被保険者以外の者に対し、教育訓練費用と訓練期間中の生活費用を融資する制度⁸を、それぞれ創設する。【厚生労働省】

・就職氷河期世代等の支援に取り組む地方自治体への交付金事業⁹(以下「氷河期等交付金」という。)について、2026 年度から、賃金向上に向けたリ・スキリングと合わせて他の一定の事業を実施する地方自治体に対する支援を強化し(補助率の引上げ)、無償のリ・スキリング機会を拡充することを検討する。【内閣府】

2) メニューの充実

・厚生労働大臣が指定する講座を受講・修了した際に費用の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付金について、関係省庁が連携し、資格やスキル標準と結びつく指定講座の拡大に取り組む。具体的には、2026 年度から、以下の取組を通じ、文部科学大臣又は経済産業大臣が認定する講座を拡大することを検討する。【厚生労働省、文部科学省、経済産業省】

- － 大学・専門学校において、就職氷河期世代を含む社会人に対し、企業が受講者の処遇改善にコミットした講座や資格取得など処遇改善につながる講座を、働きながら受講しやすい週末・夜間等を含めて提供する方向で拡充する。【文部科学省】
- － AIを含むデジタルスキルに関し、DXの進展を踏まえた講義内容の更新を進めるとともに、スキル標準と紐づいた認定講座を拡大する。【経済産業省】

・2025 年度から、教育訓練給付金制度の指定講座の修了者等について、賃金上昇等の状況を検証できる仕組みを検討した上で、指定講座の見直しを含め、必要な検討を行う。【厚生労働省】

3) キャリア形成の支援

・求職時・在職時を通じ、自律的なキャリア形成に関する相談機会を提供する全国のキャリア形成・リ・スキリング支援センターにおいて、2025 年度から、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたキャリアプランの構築を支援する「経験交流・キャリアプラン塾」を開催する。【厚生労働省】

・「経験交流・キャリアプラン塾」において、2026 年度から、新たに、企業を通じた中高年層従業員のセカンドキャリアに向けたキャリアプランの構築支援を行うことを検討する。【厚生労働省】

③ 就労を受け入れる事業者の支援

⁷ 雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)において、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金を創設。

⁸ 雇用保険被保険者以外の者に対し、最大2年の間、年間240万円を年2%の利率で貸与。教育訓練終了後に賃金が増加した場合、残債務の一部を免除。

⁹ 「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」の支援メニューとして実施。

・生活困窮者自立支援法¹⁰に基づく「認定就労訓練事業¹¹」の利用者が、中間的就労¹²から段階的に一般就労を目指せるよう、2026 年度から、試行雇用で雇い入れる事業主を支援する助成金（トライアル雇用助成金）を拡充することについて、検討を行う。【厚生労働省】

・2026 年度から、試行雇用を経て無期雇用に移行する際の事業主を支援する助成金（特定求職者雇用開発助成金）を拡充することについて、検討を行う。【厚生労働省】

・非正規雇用労働者を正社員転換する事業主を支援する助成金（キャリアアップ助成金）について、引き続き、一層の活用を促す。【厚生労働省】

④ 家族介護に直面する者の介護離職防止に向けた支援

・改正育児・介護休業法¹³により、2025 年度から、事業主に対し、両立支援に関する情報の個別周知、利用意向の確認等を義務づける。【厚生労働省】

・両立支援制度を利用しやすい環境を整備する中小企業への助成金（両立支援等助成金）について、2025 年度から、業務代替の取組単独でも支給の対象とするとともに、介護による短時間勤務を行う者の業務代替者も対象に加える。【厚生労働省】

・両立支援等助成金について、2026 年度から、新たに介護休暇を有給化する等の取組を行った場合を対象とするなど、更なる拡充を行うことを検討する。【厚生労働省】

・引き続き、地域の介護サービス提供体制の確保に向けた取組の充実及び家族介護者への相談支援体制を整備する。【厚生労働省】

⑤ 公務員・教員としての採用拡大

1) 国家公務員

・2026 年度から、「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」を実施するとともに、当該試験及び経験者採用等により、就職氷河期世代の積極的な採用を行う。【内閣官房】

・試験・選考区分によらず、能力・実績に応じて速やかに昇任・昇格しやすくする仕組みを検討し、2026 年度から実施することを目指す。【内閣官房】

¹⁰ 平成 25 年法律第 105 号。

¹¹ 本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要がある生活困窮者に対し、法人が実施する訓練等の事業を認定するもの。

¹² すぐに一般企業等で働くことが難しい者が、個々人の能力や適性、状況に応じて支援を受けながら柔軟に働くこと。

¹³ 令和 6 年法律第 42 号。

2) 地方公務員

地方自治体に対し、国の取組を周知しつつ、以下の要請を行う。【総務省】

- 就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験を実施していない地方自治体に対し、それを実施すること。
- 従前から取組を行っている地方自治体を含めた全ての地方自治体に対し、就職氷河期世代の積極的な採用を行うこと。

3) 教員

・2025 年度に、各教育委員会に対し、就職氷河期世代を含めた中途採用に関し、一部試験免除や加点措置による取組の拡充を要請する。【文部科学省】

・2025 年度から、教員免許保有者が教育現場に立つに当たって必要となる研修の教材を充実するとともに、その普及を進める。【文部科学省】

・多様な背景や専門性を持つ人材の教員への入職を円滑化するため、2025 年度から、一時的任用や短時間勤務など、多様な勤務形態の類型について検討する。【文部科学省】

⑥ 業種別の就労支援（農業、建設業及び物流業）

・2025 年度から、就職氷河期世代を含む社会人の就農希望者に対し、農業大学校等において、農業技術・経営等に関する社会人向け講座を開設・拡充する。【農林水産省】

・2025 年度から、農業法人等への雇用就農に関し、就農希望者が利用可能なトライアル雇用のマッチング支援を開始する。【農林水産省】

・農業法人等に就農を希望する者が安心して就業できるよう、2025 年度から、それらの雇用環境を整備するため、就業規則策定に関する社会保険労務士への相談等の支援を強化する。【農林水産省】

・建設業・物流業の現場における働き方について、十分な知識・経験を有していない、就職氷河期世代を含む未就業者に対し、更なる入職支援、魅力発信、企業情報の発信等を実施するため、2026 年度中に、必要な調査・検討を行い、施策の具体化を進める。【国土交通省】

⑦ 地方における就業等の支援

2025 年度に、就職氷河期世代の地方への移住や地方での就労の拡大について、地方自治体に対し、新しい地方経済・生活環境創生交付金¹⁴の推奨メニューとして、積極的に取り組むよう、通知を発出する。【内閣官房】

- 移住支援交付金¹⁵の対象業種として、従来の中小企業に加え、新たに農林水産業を位置づけるとともに、地方自治体が医療・福祉職等を位置づけることを可能とする。
- 就職氷河期世代を含めた副業・兼業人材について、地域企業が初めて活用する場合に必要なとなる経費を補助する制度を新設する。

(2)社会参加に向けた段階的支援

就職氷河期世代の無業者は、2019 年から 2024 年にかけて3万人増加している。社会参加に向けた支援には息の長い取組が重要であり、引き続き、当事者一人一人の状況やニーズに応じたきめ細かい支援を行う。

① 社会とのつながり確保の支援

・ひきこもり支援として、NPO等を通じた相談支援や居場所づくりに取り組む地方自治体の拡大に向け、2025 年度から、都道府県による管内地方自治体の巡回指導など、支援体制の構築に向けたサポートを強化する。【厚生労働省】

・2026 年度から、小規模な地方自治体において、近隣の地方自治体との広域連携、都道府県と共同での事業実施を推進し、ひきこもり相談支援に取り組む地方自治体を更に拡大することについて、検討を行う。【厚生労働省】

・氷河期等交付金において、2026年度から、当事者同士の交流の場の設定、支援団体の活動の後押しなど、地域の実情に応じた事業に取り組む地方自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討する。【内閣府】

② 就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援

・働くことに課題を抱える者に対し、個別のニーズに応じて職業的自立に向けた支援を行う「地域若者サポートステーション」(通称サポステ、全国 179 か所)において、2025 年度(2024 年度から一部先行実施)から、地域の医療機関、福祉機関等と連携し、公認心理師¹⁶等の専門家による相談を行うネットワーク構築に係るモデル事業を全国 57 か所で実施する。【厚生労働省】

¹⁴ 2024 年度補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金(新地方創生交付金)」を創設。2025 年度当初:2,000 億円/2024 年度補正:1,000 億円)。

¹⁵ 地方創生支援事業「移住支援金」。2019 年度から、一定期間以上東京 23 区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)から 23 区内に通勤する者が、東京圏外に移住する場合に都道府県及び市町村が移住支援金を支給する取組を支援。

¹⁶ 公認心理師法(平成 27 年法律第 68 号。文部科学省及び厚生労働省の共管)に基づく国家資格。心理学の専門知識及び技術をもって、要支援者の心理状況の観察分析、要支援者及びその関係者に対する相談、助言、指導等を行う。

・当該取組について、2026 年度から、モデル事業の成果を踏まえ、全国的な展開も視野に入れた検討を行う。【厚生労働省】

③ 柔軟な就労機会の確保の支援

・2025 年度から、生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）のあっせんを行う自立相談支援機関¹⁷において、就職氷河期世代を含めた生活困窮者に対する相談支援を強化¹⁸することについて、検討を行う。【厚生労働省】

・「認定就労訓練事業」について、その利用を促進する観点¹⁹から、2026 年度から、紹介窓口となる自立相談支援機関の支援員に対する研修等を行い、認定事業所と支援対象者との積極的なマッチングを促す。【厚生労働省】

・「認定就労訓練事業」の利用者が、中間的就労から段階的に一般就労を目指せるよう、2026 年度から、試行雇用で雇い入れる事業主を支援する助成金（トライアル雇用助成金）を拡充することについて、検討を行う（再掲）。【厚生労働省】

・2026 年度から、試行雇用を経て無期雇用に移行する際の事業主を支援する助成金（特定求職者雇用開発助成金）を拡充することについて、検討を行う（再掲）。【厚生労働省】

・氷河期等交付金において、2026 年度から、中間的就労の機会を創出する事業に取り組む地方自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討する。【内閣府】

（3）高齢期を見据えた支援

就職氷河期世代の賃金上昇率は相対的に小さく、上の世代と比較した賃金カーブも、その増加は緩やかなものとなっている。金融資産の保有額も、10 年前の 40 代と比較し、500 万円以下の貯蓄の世帯の割合が大きくなっている。持家率が低下する中で、高齢期の住宅確保が課題となることも想定される。このため、今後、就職氷河期世代の多くが高齢期を迎えることを踏まえ、今から、それらの者の高齢期における課題を想定した支援を行う。

① 家計改善・資産形成の支援

¹⁷ 生活困窮者自立支援法（2015 年 4 月 1 日施行）に基づき、生活保護を受けていない方で生活に困窮した方に寄り添いながら支援する窓口。

¹⁸ 「地域共生の在り方検討会議」中間とりまとめ（2025 年 5 月 28 日）において、「生活困窮者自立支援制度は、（略）同制度の生活困窮者には（略）支援が必要な者が幅広く含まれることについて、法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある」とされている。

¹⁹ 受入実績 691 人（2023 年度）。

・就職氷河期世代を含む生活困窮者に対して、当事者の状況に応じた家計の状況の見える化等の支援を行う「家計改善支援事業」について、2025 年度から、補助率を引き上げる。【厚生労働省】

・当該事業の全国的な実施に向け、2026 年度から、専門スタッフの派遣を通じた地方自治体へのノウハウの提供、質の高い支援に取り組む地方自治体への重点支援を行うことについて、検討を行う。【厚生労働省】

・金融経済教育推進機構(J-FLEC)²⁰が行う、金融リテラシーの向上に向けた講師派遣・セミナー・イベントの開催に関し、2025 年度から、関係省庁の連携を強化し、就職氷河期世代を含む中高年層への支援を強化する。具体的には、

- 企業への講師派遣に関し、地方を含め、中小企業等へのアプローチを強化するとともに、非正規を含め、従業員の参加を拡大する。
- 個人を対象とするセミナー・イベントに関し、地方自治体、福祉系支援団体等との連携を強化し、それらを通じた周知など、参加募集のルートを拡大する。
- 講義・セミナー等の内容に関し、リタイア後を見据えたライフプランニングに重点を置いた講義を拡大する。【金融庁】

・氷河期等交付金において、2026 年度から、就職氷河期世代等の家計改善や資産形成に向けた金融教育に取り組む地方自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討する。【内閣府】

② 希望に応じた就業機会の確保

・高年齢者雇用安定法²¹に基づく 65 歳までの雇用確保措置について、2025 年度から、全面的に施行する。【厚生労働省】

・65 歳以上への定年引上げ等に取り組む事業主への助成(65 歳超雇用推進助成金)について、2026 年度から、70 歳までの高年齢者就業確保措置を行う場合の拡充について、検討を行う。【厚生労働省】

③ 高齢期の所得保障

現在国会提出中の年金改正法案の早期成立を図り、同法案に基づく短時間労働者への被用者保険の更なる適用拡大に取り組むとともに、当該適用拡大前であっても、任意の適用に取り組

²⁰ 適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導を推進することを目的とし、2024 年4月5日に設立。講師派遣・セミナー・イベントの実施につき、年間1万回・75 万人／年を目標としているのに対し、2024 年4月から 12 月までの9か月間の実施状況は、約 3,700 回・23 万人となっている。

²¹ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)

む事業所を支援(同法案に基づく保険料調整制度の早期施行等)することで、被用者保険の加入機会を拡げるほか、社会経済情勢を見極め、基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了するために必要な措置を講ずる。【厚生労働省】

④ 住宅確保の支援

・2025 年度以降においても、地方自治体に対する公営住宅の年齢要件撤廃に向けた要請、UR 住宅の家賃減額等を引き続き実施する。【国土交通省】

・改正住宅セーフティネット法²²に基づき、2025 年 10 月から、住宅と福祉の連携等を展開・拡充する。具体的には、「セーフティネット登録住宅²³」の更なる普及、認定制度が創設される「居住サポート住宅²⁴」の普及等を進める。これらの住宅への改修費、家賃低廉化等の補助、居住支援法人²⁵等による居住サポート住宅への入居支援等を行う。【国土交通省】

・一定の住宅供給者(公営住宅については地方自治体、セーフティネット登録住宅については大家)に対する家賃低廉化支援について、2025 年 10 月から、新たに居住サポート住宅を対象に追加する。【国土交通省】

・2026 年度から、自立相談支援機関等と連携して就労支援も行う居住支援法人の取組を促進することについて、検討を行う。【国土交通省】

(4) 3本柱の取組を支える実態把握及び広報プロモーション

就職氷河期世代に関する実態については、これまで、内閣府や厚生労働省において随時調査を行ってきたところであるが、一人一人の置かれた状況は様々であることを踏まえ、より詳細な実態調査を行い、施策の更なる充実・強化につなげていく。また、当事者、その家族、支援関係者等に対し、施策を確実に届けるよう、広報プロモーションを強化する。

① 属性を細分化した詳細な実態調査

・2025 年度において、就職氷河期世代の者の性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に、その実態、支援ニーズ等を詳細に把握するため、インタビュー調査(80 名程度)を実施する。【内閣府、厚生労働省】

²² 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第43号)。2024年6月5日公布、2025年10月施行予定。

²³ 住宅確保要配慮者(一定の高齢者・障害者など、住宅の確保が難しい者)の入居を拒まない賃貸住宅。

²⁴ 居住支援法人等が、住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅。

²⁵ 住宅確保要配慮者に対して、住まい探しや入居後の生活支援を行う団体。

・2023 年8月に実施した就職氷河期世代 8,400 名に対するインターネット調査について、2025 年度中に、属性別に更に詳細な分析を行う。【内閣府】

・2026 年度から、ソーシャルリスニング方式（SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法）により、就職氷河期世代の支援ニーズ等の調査を継続して実施することについて、検討を行う。【内閣府】

② プッシュ型広報を含めた広報プロモーション

・2026 年度に、就職氷河期世代等の支援ニーズに沿って各種施策を分かりやすい形で紹介する新たなポータルサイトを創設することについて、検討を行う。併せて、就職氷河期世代等の者に行き届く広報、就職氷河期世代等の支援の必要性について、国民の理解を深める広報を強化することについても、検討を行う。【内閣府】

・2025 年度には、支援が必要な者に直接情報を届けられるよう、一部のハローワークや氷河期等交付金を活用する地方自治体において、プッシュ型の情報提供を行う。これについて、2026 年度から、全国規模で実施することについて、検討を行う。【内閣府、厚生労働省】

・就職氷河期世代等の支援策全般について、2026 年度から、就職氷河期世代の当事者やその家族、支援関係者等を対象とし、それらの対象ごとに効果的な手法により、プッシュ型広報を導入することについて、検討を行う。【関係府省庁】

・氷河期等交付金において、2026 年度から、地方自治体の周知広報活動に対する支援を強化することについて、検討を行う。【内閣府】

3. 今後の対応

今後、関係府省庁において、この基本的な枠組みに沿って、2025 年度及び 2026 年度以降の施策について、具体的な検討を行った上で、就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォームでの議論を経て、2025 年度内を目途に、KPIを含む総合的な対策として、新たな就職氷河期世代等支援プログラムを取りまとめる。

当該プログラムの実施期間としては、当面、3年間程度（2028 年度まで）の集中的な取組とすることを想定する。新たに設けるKPIについても、当該実施期間経過後の姿を念頭に検討を進め、プログラムの取りまとめに合わせて、具体化する。